# 砺波広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表

砺波広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年砺広組条例第4号)第6条の規定に基づき、令和7年度における砺波広域圏事務組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員採用の状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日)　　(単位:人)

| 職区分 | 競争試験 | 選考・割愛等 | 身分移管 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 公営企業職 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 0 | 0 | 2 | 2 |

※1 「一般行政職」とは、国の行政職棒給表(一)の適用を受ける者に相当する職員で、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教育職の除く職員です。(以下同じ)

(2)職員数の状況(各年4月1日現在)　　(単位:人)

| 部　門 | | 令和7年 | 令和6年 | 対前年増員数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政 | 総務企画 | 4 | 4 | 0 | 定年減員 |
| | 衛生 | 9 | 9 | 0 | |
| | 計 | 13 | 13 | 0 | |
| 公営企業(水道) | | 18 | 19 | −1 | |
| 合計 | | 31 | 32 | −1 | |

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、育児休業代替任期付職員、職員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、再任用短時間職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を 除いています。

(参考) 会計年度任用職員(フルタイム)の職員数(令和7年4月1日現在)

| 部門 | 職員数 |
|---|---|
| 一般行政部門(総務企画) | 1人 |
| 一般行政部門(衛生) | 8人 |
| 公営企業部門(水道) | 1人 |

## 2 職員の人事評価の状況

(1) 評価対象者

正規職員(構成市からの派遣職員は、派遣元による実施)

(2) 評価基準日及び評価対象期間

ア 評価基準日　　9月1日(前期)、3月1日(後期)　年2回

イ 評価対象期間　4月1日～9月30日(前期)、 10月1日～翌年3月31日(後期)

(3) 評価方法

職員が役割を果たすために必要な「能力」、「勤務態度」及び職員が取り組んだ「業績」について、原則として所属長、部長等が、10項目、5段階で評定し、総合判定を行います。

(4)評価結果の活用

人事評価の結果は、被評価者の任免(昇任等)、給与(昇給、昇格、勤勉手当等)、人材育成に活用しています。

## 3 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

| 区　分 | 住民基本台帳人口<br>(令和8年1月1日現在) | 歳出総額<br>A | 実質収支 | 人件費<br>B | 人件費率<br>B/A | (参考)令和6年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度 | 91,526人 | 2,424,640千円 | 419,228千円 | 173,020千円 | 7.1% | 8.4% |

※ 「人件費」は、令和7年度中に支給された一般職員・会計年度任用職員(フルタイム)の給与・手当・共済費等及び特別職・会計年度任用職員(パートタイム)に支給された給与・報酬・手当等の合計です。

(2)職員給与費の状況(令和7年度普通会計決算)

| 区　分 | 職員数<br>A | 給与費 | | | | 1人当たり給与費<br>(B/A) | (参考)<br>令和6年度の<br>1人当たり給与費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　B | | |
| 会計年度任用職員以外の職員 | 13人 | 59,321千円 | 9,724千円 | 25,806千円 | 94,852千円 | 7,296千円 | 7,084千円 |
| (参考)会計年度任用職員(フルタイム) | 9人 | 22,697千円 | 2,102千円 | 8,872千円 | 33,670千円 | 3,741千円 | － |

※1 職員手当には退職手当は含みません。

※2 職員数は令和7年4月1日現在のものです。

(3)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和8年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 49.2 歳 | 379,946 円 | 432,479 円 |

※1 平均給与月額とは、給与月額と扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

※2 「一般行政職」に、会計年度職員(フルタイム)は含みません。(以下同じ)

(4)職員の初任給の状況(令和8年4月1日現在)

| 区　分 | | 砺波広域圏事務組合 | 富山県 | 国 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | 237,600円 | 237,600円 | 232,000円 |
| | 高校卒 | 206,700円 | 206,700円 | 200,300円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 198,200円 | 198,200円 | － |

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和8年4月1日現在)

| 区分 | | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 | 20年以上25年未満 | 25年以上30年未満 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 389,000 円 |
| | 高校卒 | 該当なし | 308,200 円 | 該当なし | 351,200 円 |

※　経験年数とは、採用後の年数をいいます。ただし、採用前に民間企業等での経験がある場合は、基準に基づき換算された年数を加算しています。

(6)一般行政職の級別職員数の状況(令和8年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 標準的な職務内容 | 主事<br>技師 | 主事<br>技師 | 主任 | 係長<br>主査 | 主幹 | 事務局長<br>所長<br>次長<br>課長 | 管理者が<br>定める<br>職務 | － |
| 職員数(人) | 0 | 1 | 2 | 5 | 2 | 2 | 1 | 13 |
| 構成比 | 0.0% | 7.7% | 15.4% | 38.5% | 15.4% | 15.4% | 7.7% | 100.0% |

※　砺波広域圏事務組合の給与条例に基づく給与表の級区分による職員数です。

(7)職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

| 砺波広域圏事務組合 | 富山県 | 国 |
|---|---|---|
| 1人当たり平均支給額(令和7年度)<br>1,985千円 | 1人当たり平均支給額(令和7年度)<br>1,759千円 | - |
| (令和7年度支給割合)<br>期末手当 2.525月分<br>勤勉手当 2.125月分 | (令和7年度支給割合)<br>期末手当 2.525月分<br>勤勉手当 2.125月分 | (令和7年度支給割合)<br>期末手当 2.525月分<br>勤勉手当 2.125月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～15% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～25% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～25% |

※1　一般行政部門の一般職員を対象とした支給状況であり、会計年度任用職員は含みません。

②退職手当(令和8年4月1日現在)

| 砺波広域圏事務組合 | | | 国 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 自己都合 | 勧奨・定年 | | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続　20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 勤続　20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続　25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 勤続　25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続　35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 勤続　35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 | 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | 定年早期退職特例措置<br>(2%から20%加算) | | その他の加算措置 | 定年早期退職特例措置<br>(3%から45%加算) | |
| 一人当たり平均支給額(令和7年度) | 支給なし | 支給なし | 一人当たり平均支給額(令和7年度) | 支給なし | 支給なし |

※　一般行政部門の一般職員及び会計年度任用職員(フルタイム)を対象とした支給状況です。

③地域手当(令和8年4月1日現在)

支給していません。

④特殊勤務手当

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支給実績（令和7年度決算） | | | 951千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） | | | 95,050円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算） | | | 45.5% |
| 手当の種類（手当数） | | | 1種類 |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記の職員に対する支給単価 |
| 特殊勤務手当 | クリーンセンターとなみ及び南砺リサイクルセンターに勤務する職員 | 清掃施設機器、設備の運転保守、粗大ごみ処理業務 | 処理業務1回につき1日500円 |

※　一般行政部門の一般職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を対象とした支給状況です。

⑤時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和7年度決算） | 2,172千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） | 135,720円 |
| 支給実績（令和6年度決算） | 2,174千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | 135,874円 |

※　一般行政部門の一般職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を対象とした支給状況です。

⑥その他の手当（令和8年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績（令和7年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位のある職員に当該職の区分に応じて 25,100円～66,400円を支給 | 異 | 職区分及び金額 | 2,750千円 | 550,080円 |
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給<br>① 扶養親族1人につき、6,500円<br>ただし、子は11,500円<br>② 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算 | 同 | － | 2,880千円 | 320,000円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住居手当 | 借家等に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家等に居住する職員に支給<br><br>① 家賃27,000円以下の場合<br>家賃－16,000円<br><br>② 家賃27,000円を超える場合<br>（家賃-27,000円）／2＋11,000円<br>（最高限度額 28,000円） | 同 | － | 288千円 | 288,000円 |
| 通勤手当 | 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を利用することを常例とする職員に支給（片道2km以上）<br><br>① 交通機関利用職員<br>6箇月定期券等の価額による一括支給（全額支給限度 1箇月当たり 55,000円）<br><br>② 交通用具使用職員<br>距離段階区分に応じ 2,600円～35,000円 | 異 | ①同じ<br><br>②距離区分に応じ<br>2,000円～<br>31,600円 | 1,586千円 | 72,073円 |
| 単身赴任手当 | 勤務場所を異にする異動等に伴って、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居して単身で生活こととなった職員に支給<br><br>職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じ月額30,000円～100,000円を支給 | 同 | － | 支給なし | － |
| 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給<br><br>勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数 | 異 | 1時間当たり給与額算定時のの総労働時間<br><br>国：2015時間<br><br>砺波広域圏事務組合：2015時間－（休日・年末年始の日数×7.75時間） | 支給なし | － |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌日5時までの間）に勤務した職員に支給<br><br>勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数 | | | 支給なし | － |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日又は平日深夜（午前0時～午前5時までの間）に勤務した場合に支給<br><br>① 臨時又は緊急の必要等により週休日に勤務したとき<br>6時間以下の場合 4,000円～ 8,000円<br>6時間超の場合 6,000円～12,000円<br><br>② 災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務したとき<br>2,000円～4,000円 | 異 | 職区分及び金額 | 支給なし | － |

※ 一般行政部門の一般職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を対象とした支給状況です。

(8)特別職等の報酬等の状況(令和8年4月1日現在)

| 区分 | 報酬年額 |
|---|---|
| 管理者 | 50,000円 |
| 副管理者 | 45,000円 |
| 議長 | 40,000円 |
| 副議長 | 35,000円 |
| 議員 | 30,000円 |

**4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況**

(1)職員の勤務時間(標準的なもの)

令和8年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 勤務時間 | 8:30 ～ 17:15 |
| 休憩時間 | 12:00 ～ 13:00 |

※ 公務の運営上の都合により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2)休暇の取得状況

職員の休暇制度については、砺波広域圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

| 区分 | 休暇期間等(1年あたり) | 令和7年の取得状況 |
|---|---|---|
| 年次有給休暇 | 20日 | 平均 11.0日 |
| 夏季特別休暇 | 5日 | 平均 5.0日 |
| 病気休暇 | 原則90日以内 | 取得者 1人 |
| 介護休暇 | 6月以内 | 取得者 0人 |
| 短期介護休暇 | 5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内) | 取得者 1人 |
| 産前産後休暇 | それぞれ8週間(多胎妊娠の場合は産前14週間) | 取得者 0人 |
| 育児時間 | 1日2回それぞれ30分以内 | 取得者 0人 |
| 妻の出産 | 2日以内 | 取得者 0人 |
| 育児参加 | 5日以内 | 取得者 1人 |
| 子の看護休暇 | 5日以内(子が2人以上の場合は10日以内) | 取得者 2人 |
| ボランティア休暇 | 5日以内 | 取得者 0人 |

※ 一般行政職及び公営企業の一般職員及び会計年度任用職員(フルタイム)を対象とした取得状況です。

## 5 職員の休業に関する状況

職員の休業制度については、砺波広域圏事務組合職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

| 区分 | 休暇期間等(1年あたり) | 令和7年の取得状況 |
|---|---|---|
| 育児休業 | 子が3歳に達するまでの期間 | 取得者　1人 |
| 育児部分休業 | 子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内 | 取得者　0人 |
| 自己啓発等休業 | 大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間 | 取得者　0人 |

※　一般行政職及び公営企業の一般職員及び会計年度任用職員(フルタイム)を対象とした取得状況です。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

| 区　分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 |
|---|---|---|---|---|
| 処分人数 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

※　分限処分とは、公務の能率を維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合(長期の療養等)に職員の意に反して行う、不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2)懲戒処分の状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

| 区　分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|---|---|---|---|---|
| 処分人数 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

※　懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行の場合に行われる処分のことをいいます。

## 7 職員の服務の状況

(1)職務専念義務免除の状況

| 免除の事由 | 令和7年度の承認件数 |
|---|---|
| 研修を受ける場合 | 0件 |
| 上記に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合 | 0件 |

※　職員は、法律又は条例に特別な定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場合は限定的にその免除が認められています。

なお、上記には、厚生に関する計画の実施に参加する場合(職員が健康診断、健康相談を受診する場合等)、消防団員としての災害出動は含まれていません。

(2)営利企業等従事許可の状況

| 許可の基準 | 令和7年度の許可件数 |
|---|---|
| 次のいずれにも該当しないと認める場合<br>①職責の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合<br><br>②職員の勤務する機関と密接な関係にあって、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ<br>る場合<br><br>③その他公務員として適当でないと認められる場合 | 3件 |

※ 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならない(地方公務員法第38条)とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

## 8 職員の退職管理の状況

| 区分 | 令和7年度の退職者数 |
|---|---|
| 定年退職 | 0人 |
| 勧奨退職 | 0人 |
| その他 | 0人 |
| 計 | 0人 |

## 9 職員の研修の状況

令和7年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

| 研修名 | | | 延べ開講日数 | 修了者数 |
|---|---|---|---|---|
| 指名研修 | | | | |
| | 必須研修 | | | |
| | | 中堅職員研修【継続課程】 | 2日 | 1人 |
| | | 新任係長研修 | 2日 | 1人 |
| | | 現任課長研修 | 2日 | 1人 |
| | 専門研修 | | | |
| | | 管理者研修 | 1日 | 0人 |
| その他選択研修 | | | | |
| | 自己啓発 | | | |
| | | 通信教育等 | － | 4人 |
| 合計 | | | 7日 | 7人 |

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)厚生制度の状況

| 区分 | 主な項目 | 対象者等 | 令和7年度の実施状況 |
|---|---|---|---|
| 健康管理 | 定期健康診断 | 原則全職員 | 37人 |
| | 日帰りドッグ<br>(市町村職員共済組合事業) | 指定年齢等の職員 | 3人 |
| | ライフプランセミナー<br>(市町村職員共済組合事業) | 指定年齢の職員 | 0人 |

※ 一般行政職及び公営企業の一般職員及び会計年度任用職員(フルタイム)を対象とした実施状況です。

| 区分 | 主な項目 | 実施事業 | 令和7年度の実施状況 |
|---|---|---|---|
| 福利事業 | 職員互助会事業 | ・会員掛金<br>給与月額×1.0／1000<br>※公費負担なし<br><br>・実施事業<br>【給付事業】<br>結婚祝金、出産祝金、見舞金、弔意金、慰労金等<br>【研修事業】<br>視察研修、自己啓発支援<br>【福利厚生事業】<br>職員交流 | 決算額 320千円<br>会員数 19人<br>給付件数 1件 |

※ 公営企業(水道)においては、別途同様な福利事業を実施しています。

(2)共済制度の状況

地方公務員共済組合法に基づき、職員とその家族の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として、富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

①共済組合によって実施されている事業の概要

| 事業区分 | 事業の内容 |
|---|---|
| 短期給付事業 | 組合員とその家族の病気、けが、出産等の対する必要な給付を行うもの |
| 長期給付事業 | 組合員の退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行うもの |
| 福祉事業 | 組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行うもの |

②共済組合に対する負担金

共済組合に対し、法令等に基づき、令和7年度中に砺波広域圏事務組合が負担金として支出した額は次のとおりです。

令和7年度共済組合 負担金 48,169千円(公営企業分も含む)

(3)公務災害補償制度の状況

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を行うため、地方公務員災害補償基金が事業を実施しています。

①令和7年度中の公務災害等の発生状況

| 区分 | 認定(申請)件数 |
|---|---|
| 公務災害 | 0(0)件 |
| 通勤災害 | 0(0)件 |

②地方公務員災害補償基金に対する負担金

地方公務員災害補償基金に対し、法令等に基づき、令和7年度中に砺波広域圏事務組合が負担金として支出した額は次のとおりです。

令和7年度地方公務員災害補償基金　負担金　585千円(公営企業分も含む)

## 11　勤務条件に関する措置の要求の状況

令和7年度に要求はありませんでした。

## 12　不利益処分に関する審査請求の状況

令和7年度に審査請求はありませんでした。

# 公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業職員の給与費に関する状況について、次のとおり公表します。

## 1 水道事業

(1)人件費の状況

| 区　分 | 総費用<br>A | 純損益<br>又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める<br>職員給与費率<br>B/A | (参考)令和6年度の総費用に占める職員給与費率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度 | 466,398千円 | 17,974千円 | 146,042千円 | 31.3% | 30.6% |

| 区　分 | 職員数<br>A | 給与費(令和7年度) | | | | 1人当たり給与費<br>(B/A) | (参考)令和6年度の1人当たり給与費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　B | | |
| 会計年度任用職員以外の職員 | 18人 | 70,233千円 | 15,981千円 | 29,848千円 | 116,062千円 | 6,448千円 | 6,301千円 |
| (参考)会計年度任用職員(フルタイム) | 1人 | 2,784千円 | 548千円 | 705千円 | 4,037千円 | 4,037千円 | － |

※1　職員手当には退職手当は含みません。

※2　職員数は令和7年4月1日現在のものです。

(2)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和8年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 砺波広域圏事務組合(水道事業) | 43.7 歳 | 345,626　円 | 406,954　円 |

※1　平均月収額には手当等を含みます。

※2　会計年度職員(フルタイム)は含みません。

(3)職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

| 砺波広域圏事務組合(水道事業) | 砺波広域圏事務組合(一般行政職等) |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額(令和7年度)<br>1,571千円 | 1人当たり平均支給額(令和7年度)<br>2,096千円 |
| (令和7年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.525月分　2.125月分 | (令和7年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.525月分　2.125月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>5%～15% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>5%～15% |

※1　一般職員を対象とした支給状況であり、会計年度任用職員は含みません。

②退職手当(令和8年4月1日現在)

| 砺波広域圏事務組合(水道事業) | | | 砺波広域圏事務組合(一般行政職等) | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 自己都合 | 勧奨・定年 | | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続　20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 勤続　20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続　25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 勤続　25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続　35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 勤続　35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 | 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | 定年早期退職特例措置<br>(2%から20%加算) | | その他の加算措置 | 定年早期退職特例措置<br>(2%から20%加算) | |
| 一人当たり平均支給額(令和7年度) | 支給なし | 支給なし | 一人当たり平均支給額(令和7年度) | 支給なし | 支給なし |

③地域手当(令和8年4月1日現在)

支給していません。

④特殊勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和7年度決算） | 2,688千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） | 191,995円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算） | 73.7% |
| 手当の種類（手当数） | 3種類 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記の職員に対する支給単価 |
|---|---|---|---|
| 浄水運転業務手当 | 浄水業務に従事する職員 | 各種機器運転、施設点検清掃、配水池点検 | 日額　500円 |
| 水質検査業務手当 | 水質検査に従事する職員 | 危険物等の試薬使用、水質検査 | 日額　500円 |
| 夜間運転業務手当 | 夜間運転業務に従事する職員 | 交替夜間運転 | 1回　1,780円 |

※　一般職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を対象とした支給状況です。

⑤時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和7年度決算） | 1,923千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） | 147,914円 |
| 支給実績（令和6年度決算） | 1,733千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | 133,288円 |

※　一般職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を対象とした支給状況です。

⑥その他の手当（令和8年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（令和7年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位のある職員に当該職の区分に応じて 25,100円～66,400円を支給 | 同 | － | 1,839千円 | 459,750円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給<br><br>① 扶養親族1人につき、6,500円<br>ただし、子は11,500円<br><br>② 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算 | 同 | － | 3,093千円 | 281,182円 |
| 住居手当 | 借家等に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家等に居住する職員に支給<br><br>① 家賃27,000円以下の場合<br>家賃－16,000円<br><br>② 家賃27,000円を超える場合<br>（家賃-27,000円）／2＋11,000円<br>（最高限度額　28,000円） | 同 | － | 242千円 | 242,400円 |
| 通勤手当 | 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を利用することを常例とする職員に支給（片道2km以上）<br><br>① 交通機関利用職員<br>6箇月定期券等の価額による一括支給（全額支給限度　1箇月当たり　55,000円）<br><br>② 交通用具使用職員<br>距離段階区分に応じ　2,600円～35,000円 | 同 | － | 1,406千円 | 82,729円 |
| 単身赴任手当 | 勤務場所を異にする異動等に伴って、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居して単身で生活こととなった職員に支給<br><br>職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じ月額30,000円～100,000円を支給 | 同 | － | 支給なし | － |
| 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給<br><br>勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数 | 同 | － | 支給なし | － |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌日5時までの間）に勤務した職員に支給<br><br>勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数 | 同 | － | 2,327千円 | 232,749円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日又は平日深夜（午前0時～午前5時までの間）に勤務した場合に支給<br><br>① 臨時又は緊急の必要等により週休日に勤務したとき<br>6時間以下の場合　4,000円～ 8,000円<br>6時間超の場合　　6,000円～12,000円<br><br>② 災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務したとき<br>2,000円～4,000円 | 同 | － | 支給なし | － |

※　一般職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を対象とした支給状況です。